

諮問日：令和3年5月20日（令和3年度（最情）諮問第13号）

答申日：令和3年10月25日（令和3年度（最情）答申第29号）

件名：「司法修習の終了等の通知について」と題する文書の不開示判断（不
存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「73期二回試験で配付した、「司法修習の終了等の通知について」と題する文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）について、最高裁判所事務総長が、「司法研修所会場における注意事項等」及び「大阪会場における注意事項等」を対象文書として特定し、改めて開示するとしていることは、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和3年4月19日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 第73期司法修習生に対する司法修習の終了等に関する連絡は、最高裁判所のウェブサイトに掲載した「司法研修所会場における注意事項等」及び「大阪会場における注意事項等」に記載して周知する方法で行ったことから、本件開示申出に該当する文書を作成して第73期司法修習生考試の際に配付することはしていない。

2 上記1記載のとおり，第73期司法修習生に対する司法修習の終了等に関する連絡を，最高裁判所のウェブサイトに掲載した「司法研修所会場における注意事項等」及び「大阪会場における注意事項等」に記載する方法で行っており，「司法修習の終了等の通知について」と題する文書を交付していないことから，本件開示申出については，当初，対象文書を作成又は取得していないとしていたが，「司法研修所会場における注意事項等」及び「大阪会場における注意事項等」には，従前，「司法修習の終了等の通知について」と題する文書に記載していた司法修習の終了等の通知に関する内容が含まれていることを踏まえ，改めて検討した結果，これらの文書を対象文書として開示することが相当であると考えるに至った。

第5 調査審議の経過

当委員会は，本件諮問について，以下のとおり調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|-----------------------|
| ① | 令和3年5月20日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年8月20日 | 審議 |
| ④ | 同年9月14日 | 最高裁判所事務総長から補充理由説明書を收受 |
| ⑤ | 同月24日 | 審議 |
| ⑥ | 同年10月22日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば，本件開示申出については，当初，本件開示申出文書を作成又は取得していないとしていたが，最高裁判所のウェブサイトに掲載した「司法研修所会場における注意事項等」及び「大阪会場における注意事項等」には，「司法修習の終了等の通知について」と題する文書に記載していた司法修習の終了等の通知に関する内容が含まれていることを踏まえ，改めて検討した結果，これらの文書を対象文書として開示することが相当であると考えるに至ったとのことである。当委員会庶務を通じて確認した結

果によれば，上記「司法研修所会場における注意事項等」及び「大阪会場における注意事項等」には，「司法修習の終了等の通知」との項目において，司法修習生考試の合否発表及び終了証書等の発送についての記載があることが認められる。本件開示申出書及び上記記載内容を踏まえて検討すれば，最高裁判所事務総長の上記判断は合理的である。

したがって，最高裁判所において，本件開示申出文書に該当する文書として，「司法研修所会場における注意事項等」及び「大阪会場における注意事項等」を保有していることが認められる。

- 2 以上のとおり，原判断につき，最高裁判所事務総長が「司法研修所会場における注意事項等」及び「大阪会場における注意事項等」を対象文書として特定し，改めて開示するとしていることについては，これらの文書が本件開示申出文書に該当するものと認められるから，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子